

表 水質11 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数及び有害物質貯蔵指定施設数

(令和5年3月31日現在)

別水濁法施行令第1号番号	業種名	日平均排水量 50m <sup>3</sup> 以上の特定事業場					日平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満の特定事業場					計		
		指定地域内事業場				瀬戸内法適用区域外の地域	小計	大分市内		その他の地域		小計	特定事業場数	瀬戸内法許可対象事業場数
		大分市内		その他の地域				瀬戸内法	水濁法	瀬戸内法	水濁法			
		瀬戸内法	水濁法	瀬戸内法	水濁法									
1	鉱業又は水洗炭業													
1の2	畜産農業又はサービス業			3	1	4		8		211	219	223	3	
2	畜産食料品製造業	1		2	1	4		7		54	61	65	3	
3	水産食料品製造業			7	1	8		12		133	145	153	7	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			5	5	10		27		302	329	339	5	
5	みそ、しょう油等製造業			5		5		4		71	75	80	5	
6	小麦粉製造業													
7	砂糖製造業													
8	パン・菓子の製造業又は製あん業			2		2		3		11	14	16	2	
9	米菓製造業又はこうじ製造業							1			1	1		
10	飲料製造業			9	6	15		4		99	103	118	9	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業							4		14	18	18		
12	動植物油脂製造業									6	6	6		
13	イースト製造業													
14	でん粉又は化工でん粉の製造業													
15	ぶどう糖又は水あめの製造業													
16	めん類製造業							9		26	35	35		
17	豆腐又は煮豆の製造業							8		185	193	193		
18	インスタントコーヒー製造業													
18の2	冷凍調理食品製造業									7	7	7		
18の3	たばこ製造業													
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業							2		4	6	6		
20	洗毛業													
21	化学繊維製造業			1		1						1	1	
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業									17	17	17		
21の3	合板製造業									1	1	1		
21の4	パーティクルボード製造業													
22	木材薬品処理業							1		6	7	7		
23	パルプ・紙又は紙加工品の製造業	3				3						3	3	
23の2	新聞業・出版業・印刷業又は製版業							10		1	11	11		
24	化学肥料製造業							1		1	2	2		
25	削除													
26	無機顔料製造業													
27	25号及び26号の事業以外の無機化学工業製品製造業			3		3		2		1	3	6	3	
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業							1			1	1		
29	コールタール製品製造業													
30	発酵工業			1	1	2						2	1	
31	メタン誘導品製造業													
32	有機顔料又は合成染料の製造業													
33	合成樹脂製造業			1	1	2						2	1	
34	合成ゴム製造業							4			4	4		
35	有機ゴム薬品製造業													
36	合成洗剤製造業													
37	31号から36号までの事業以外の石油化学工業	3				3		1			1	4	3	
38	石けん製造業													
38の2	界面活性剤製造業													
39	硬化油製造業													
40	脂肪酸製造業													
41	香料製造業													
42	ゼラチン又はにかわの製造業													
43	写真感光材料製造業													
44	天然樹脂製品製造業													
45	木材化学工業													

別水濁法施行令第1号番号	業種名	日平均排水量 50m <sup>3</sup> 以上の特定事業場				日平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満の特定事業場				計			
		指定地域内事業場				瀬戸内法適用区域外の地域	小計	大分市内		その他の地域		特定事業場数	瀬戸内法許可対象事業場数
		大分市内		その他の地域				瀬戸内法	水濁法	瀬戸内法	水濁法		
		瀬戸内法	水濁法	瀬戸内法	水濁法								
46	28号から45号までの事業以外の有機化学工業製品製造業	1				1		2		2	3	1	
47	医薬品製造業	1				1		3		3	4	1	
48	火薬製造業	1				1					1	1	
49	農薬製造業								1	1	1		
50	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業												
51	石油精製業	1				1					1	1	
51の2	自動車タイヤ若しくは自動車用チューブ等製造業	1				1					1	1	
51の3	ガラス又はガラス製品の製造業												
52	皮革製造業							1		1	1		
53	ガラス又はガラス製品の製造業							2	1	3	3		
54	セメント製品製造業							23	47	70	70		
55	生コンクリート製造業			6	1	7		26	110	136	143	6	
56	有機質砂かべ材製造業												
57	人造黒鉛電極製造業												
58	窯業原料の精製業			2	1	3					3	2	
59	砕石業				1	1		4	14	18	19		
60	砂利採取業							9	6	15	15		
61	鉄鋼業	1				1		1		1	2	1	
62	非鉄金属製造業	1				1			1	1	2	1	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業			1		1		2	1	7	10	2	
63の2	空きびん卸売業							1	1	2	2		
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	1		1		2					2	1	
64	ガス供給業又はコークス製造業								1	1	1		
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道							5	6	11	11		
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	3		1	1	5		13	23	36	41	4	
66	電気めつき施設			1	1	2		4	4	8	10	1	
66の2	エチレンオキシド又は1,4-ジオキサンの混合施設												
66の3	旅館業	5		67	57	129		109	1	1,765	1,875	2,004	73
66の4	共同調理場			3		3		2	18	20	23	3	
66の5	弁当仕出し屋又は弁当製造業	1				1		12	1	13	14	1	
66の6	飲食店	1		3	8	12	1	17		16	34	46	5
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店												
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店												
67	洗たく業			3		3		46	142	188	191	3	
68	写真現像業							28	70	98	98		
68の2	病院	4		2		6		5	2	7	13	6	
69	と畜業又はへい獣取扱業			1	1	2		1	1	2	4	1	
69の2	卸売市場							1		1	1		
69の3	69の2と統合												
70	廃油処理施設								17	17	17		
70の2	自動車分解整備事業							10	3	13	13		
71	自動式車両洗浄施設	1				1		268	386	654	655	1	
71の2	試験研究機関	2		6	2	10	1	26	37	64	74	9	
71の3	一般廃棄物処理施設			1		1		2	13	15	16	1	
71の4	産業廃棄物処理施設	1				1			1	1	2	1	
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設			1		1			4	4	5	1	
71の6	トリクロロエチレン等の蒸留施設								1	1	1		
72	し尿処理施設	11	3	31	72	117		2	1	13	16	133	43
73	下水道終末処理施設		11		26	37		1		1	38		
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2		1		3		3	2	5	8	3	
	指定地域特定施設		33		58	91		94		165	259	350	
	計	46	47	169	246	508	2	832	3	4,029	4,866	5,374	220
	業種名	大分市内の有害物質貯蔵指定施設				その他の地域の有害物質貯蔵指定施設				計			
	有害物質貯蔵指定施設	1				15				16			

注) 2以上の業種を兼業する特定事業場においては、代表業種に属するものとみなし、1つとして数えている。

表 水質12 排水基準の概要

(令和5年3月31日現在)

種 類	項 目	適用事業場	適用区域	適用年月	最近の改正状況
濃度規制	一律排水基準 有害物質 Cd、Cr6+等28項目	全特定事業場	全 域	昭和46年 6月24日	平成24年5月23日(平成24年5月25日施行) 1,4-ジオキサン追加
		その他の項目 COD、BOD等15項目	日平均排出水量50m <sup>3</sup> 以上の特定事業場	同 上	同 上
	上乗せ排水基準 COD、SS、油分	同 上	瀬戸内・ 入津区域	昭和49年 8月1日	平成14年12月24日(平成15年4月1日施行) 適用区域に入津追加
総量規制	総 量 規制基準 COD、T-N、T-P	同 上	瀬戸内 区域	昭和55年 7月1日	令和4年10月31日(令和4年10月31日施行) 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画

表 水質13 地下水調査井戸数

## (1) 市町村別

(単位：本)

市町村名	概 況 調 査			汚染井戸周辺 地区調査	継続監視調査	合 計
	定点方式	ローリング方式	計			
大 分 市	0	7	7	0	8	15
別 府 市	2	1	3	0	0	3
中 津 市	2	3	5	0	3	8
日 田 市	2	0	2	0	1	3
佐 伯 市	3	3	6	0	1	7
臼 杵 市	0	2	2	0	1	3
津 久 見 市	0	1	1	0	0	1
竹 田 市	1	1	2	0	0	2
豊 後 高 田 市	1	3	4	0	3	7
杵 築 市	1	1	2	0	0	2
宇 佐 市	2	1	3	0	2	5
豊 後 大 野 市	0	0	0	0	3	3
由 布 市	0	2	2	0	0	2
国 東 市	2	2	4	0	2	6
姫 島 村	0	0	0	0	0	0
日 出 町	0	1	1	0	0	1
九 重 町	0	2	2	0	1	3
玖 珠 町	0	0	0	0	1	1
合 計	16	30	46	0	26	72

## (2) 測定機関別

(単位：本)

調査機関	概 況 調 査			汚染井戸周辺 地区調査	継続監視調査	合 計
	定点方式	ローリング方式	計			
大 分 県	13	23	36	0	18	54
国土交通省	3	0	3	0	0	3
大 分 市	0	7	7	0	8	15
合 計	16	30	46	0	26	72

表 水質 14 地下水質調査結果

(1) 環境基準項目（調査区分別）

(単位：本)

環境基準項目	環境基準値 (mg/L)	概況調査						汚染井戸周辺 地区調査			継続監視調査			合計		
		定点方式			ローリング方式			調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数
		調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	超過 井戸数									
カドミウム	0.003以下	4	0	0	30	0	0	0	0	0	4	0	0	38	0	0
全シアン	検出されないこと	1	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0
鉛	0.01以下	4	0	0	30	1	0	0	0	0	4	0	0	38	1	0
六価クロム	0.02以下	4	0	0	30	0	0	0	0	0	4	0	0	38	0	0
砒素	0.01以下	4	2	0	30	7	0	0	0	0	4	3	1	38	12	1
総水銀	0.0005以下	2	0	0	30	0	0	0	0	0	1	0	0	33	0	0
アルキル水銀	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB	検出されないこと	1	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0
ジクロロメタン	0.02以下	7	0	0	30	0	0	0	0	0	6	0	0	43	0	0
四塩化炭素	0.002以下	7	0	0	30	0	0	0	0	0	6	0	0	43	0	0
クロロエチレン※	0.002以下	1	0	0	7	0	0	0	0	0	7	3	1	15	3	1
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	7	0	0	30	0	0	0	0	0	6	0	0	43	0	0
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	7	0	0	30	0	0	0	0	0	13	0	0	50	0	0
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	7	0	0	30	0	0	0	0	0	13	10	1	50	10	1
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	7	0	0	30	0	0	0	0	0	6	0	0	43	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	7	0	0	30	0	0	0	0	0	6	0	0	43	0	0
トリクロロエチレン	0.01以下	7	0	0	30	0	0	0	0	0	13	11	1	50	11	1
テトラクロロエチレン	0.01以下	7	2	0	30	0	0	0	0	0	7	7	3	44	9	3
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	8	0	0	30	0	0	0	0	0	6	0	0	44	0	0
チウラム	0.006以下	3	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0
シマジン	0.003以下	3	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0
チオベンカルブ	0.02以下	3	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0
ベンゼン	0.01以下	7	0	0	30	0	0	0	0	0	6	0	0	43	0	0
セレン	0.01以下	2	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	16	15	0	30	30	0	0	0	0	19	14	7	65	59	7
ふっ素	0.8以下	13	10	0	30	20	0	0	0	0	24	18	1	67	48	1
ほう素	1以下	3	1	0	30	1	0	0	0	0	4	0	0	37	2	0
1,4-ジオキサン	0.05以下	7	0	0	30	0	0	0	0	0	6	0	0	43	0	0
総計		16	16	0	30	30	0	0	0	0	26	26	14	72	72	14

備考 1 1,2-ジクロロエチレンは、シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの和  
 2 検出井戸とは、各物質ごとに、定量下限値以上の検出のあった井戸本数をいい、超過井戸本数を含む。  
 3 超過井戸とは、年間平均値が環境基準を超過したものをいう。  
 4 同一の井戸で複数項目の超過があった場合、1本の井戸として計上。  
 ※ 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

## (2) 環境基準項目（用途別）

（単位：本）

		基準値 (単位：mg/L)	飲用に 供しているもの			その他の井戸			合 計			
			調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	
健 康 項 目	1	カドミウム	0.003以下	12	0	0	26	0	0	38	0	0
	2	全シアン	検出されないこと	9	0	0	22	0	0	31	0	0
	3	鉛	0.01以下	12	0	0	26	1	0	38	1	0
	4	六価クロム	0.02以下	12	0	0	26	0	0	38	0	0
	5	砒素	0.01以下	12	4	0	26	8	1	38	12	1
	6	総水銀	0.0005以下	10	0	0	23	0	0	33	0	0
	7	アルキル水銀	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8	PCB	検出されないこと	9	0	0	22	0	0	31	0	0
	9	ジクロロメタン	0.02以下	11	0	0	32	0	0	43	0	0
	10	四塩化炭素	0.002以下	11	0	0	32	0	0	43	0	0
	11	クロロエチレン※	0.002以下	0	0	0	15	3	1	15	3	1
	12	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	11	0	0	32	0	0	43	0	0
	13	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	11	0	0	39	0	0	50	0	0
	14	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	11	0	0	39	10	1	50	10	1
	15	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	11	0	0	32	0	0	43	0	0
	16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	11	0	0	32	0	0	43	0	0
	17	トリクロロエチレン	0.01以下	11	0	0	39	11	1	50	11	1
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	11	1	0	33	8	3	44	9	3
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	11	0	0	33	0	0	44	0	0
	20	チウラム	0.006以下	9	0	0	24	0	0	33	0	0
	21	シマジン	0.003以下	9	0	0	24	0	0	33	0	0
	22	チオベンカルブ	0.02以下	9	0	0	24	0	0	33	0	0
	23	ベンゼン	0.01以下	11	0	0	32	0	0	43	0	0
	24	セレン	0.01以下	9	0	0	23	0	0	32	0	0
	25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	18	16	1	47	43	6	65	59	7
	26	ふっ素	0.8以下	18	11	1	49	37	0	67	48	1
	27	ほう素	1以下	11	1	0	26	1	0	37	2	0
	28	1,4-ジオキサン	0.05以下	11	0	0	32	0	0	43	0	0
総 計			18	18	2	54	54	12	72	72	14	

※ 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

(3) 要監視項目

(単位：本)

	指針値 (単位：mg/L)	飲用に 供しているもの			その他の井戸			合 計			
		調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	
1	クロロホルム	0.06以下	11	0	0	32	0	0	43	0	0
2	1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	11	0	0	32	0	0	43	0	0
3	p-ジクロロベンゼン	0.2以下	11	0	0	32	0	0	43	0	0
4	イソキサチオン	0.008以下	9	0	0	22	0	0	31	0	0
5	ダイアジノン	0.005以下	9	0	0	22	0	0	31	0	0
6	フェニトロチオン (MEP)	0.003以下	9	0	0	22	0	0	31	0	0
7	イソプロチオラン	0.04以下	9	0	0	22	0	0	31	0	0
8	オキシ銅 (有機銅)	0.04以下	9	0	0	22	0	0	31	0	0
9	クロロタロニル (TPN)	0.05以下	9	0	0	22	0	0	31	0	0
10	プロピザミド	0.008以下	9	0	0	22	0	0	31	0	0
11	EPN	0.006以下	9	0	0	22	0	0	31	0	0
12	ジクロロボス (DDVP)	0.008以下	9	0	0	22	0	0	31	0	0
13	フェノブカルブ (BPMC)	0.03以下	9	0	0	22	0	0	31	0	0
14	イプロベンホス (IBP)	0.008以下	9	0	0	22	0	0	31	0	0
15	クロルニトロフェン (CNP)	-	9	0	0	22	0	0	31	0	0
16	トルエン	0.6以下	11	0	0	32	0	0	43	0	0
17	キシレン	0.4以下	11	0	0	32	0	0	43	0	0
18	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	9	0	0	22	0	0	31	0	0
19	ニッケル	-	12	1	0	26	1	0	38	2	0
20	モリブデン	0.07以下	12	0	0	26	0	0	38	0	0
21	アンチモン	0.02以下	9	0	0	22	0	0	31	0	0
22	エピクロロヒドリン	0.0004以下	0	0	0	7	0	0	7	0	0
23	全マンガン	0.2以下	12	1	0	26	6	4	38	7	4
24	ウラン	0.002以下	12	1	0	26	3	0	38	4	0
25	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005以下 (暫定)	0	0	0	11	2	2	11	2	2
総 計			13	2	0	40	12	6	53	14	6

表 水質 15 総量削減計画の概要 (COD、窒素含有量及びりん含有量)

(単位：トン/日)

COD	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次	
	54年度	59年度	59年度	64年度	元年度	6年度	6年度	11年度	11年度	16年度	16年度	21年度	21年度	26年度	26年度	31年度	元年度	6年度
	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量
生活排水	21	(22)	21	19	19	17	19	17	18	16	16	15	14	13	13	12	11	8
産業排水	29	(56)	31	30	29	27	25	25	22	22	17	17	13	13	14	14	12	12
その他	8	(7)	8	8	7	7	7	7	6	6	5	5	6	6	5	5	5	5
総 量	58	(85)	60	57	55	51	51	49	46	44	38	37	33	32	32	31	28	25

注：( ) 内は、計画ベースの値である。

(単位：トン/日)

(単位：トン/日)

窒 素 含有量	第5次		第6次		第7次		第8次		第9次	
	11年度	16年度	16年度	21年度	21年度	26年度	26年度	31年度	元年度	6年度
	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量
生活排水	11	10	11	10	10	10	8	8	9	7
産業排水	8	8	6	6	6	6	7	7	6	6
その他	22	21	16	16	18	17	18	18	17	17
総 量	41	39	33	32	34	33	33	33	32	30

り ん 含有量	第5次		第6次		第7次		第8次		第9次	
	11年度	16年度	16年度	21年度	21年度	26年度	26年度	31年度	元年度	6年度
	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量	現状負荷量	削減目標量
生活排水	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6	0.5
産業排水	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
その他	1.0	1.0	1.0	1.0	1.4	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2
総 量	2.6	2.5	2.3	2.2	2.6	2.4	2.4	2.3	2.3	2.2

図 水質 16 瀬戸内海的环境保全に関する大分県計画の概要

## 瀬戸内海的环境の保全に関する大分県計画の変更について

### 瀬戸内海環境保全特別措置法（S48.10）

#### ○基本理念(法第2条の2)

比類のない美しさを誇り、自然と人々の生活が調和した自然景観と文化的景観を有する景勝の地、漁業資源の宝庫として後代に継承すべきものであることに鑑み、気候変動による水温上昇その他の環境影響及び長期継続のおそれがあることも踏まえ、瀬戸内海を多面的価値及び機能が最大限に発揮された「豊かな海」とする

#### ○瀬戸内海環境保全基本計画（法第3条第1項）

政府は基本理念にのっとり、瀬戸内海的环境の保全上必要な施策の実施のため基本となるべき計画を策定しなければならない

#### ○府県計画(法第4条第1項)

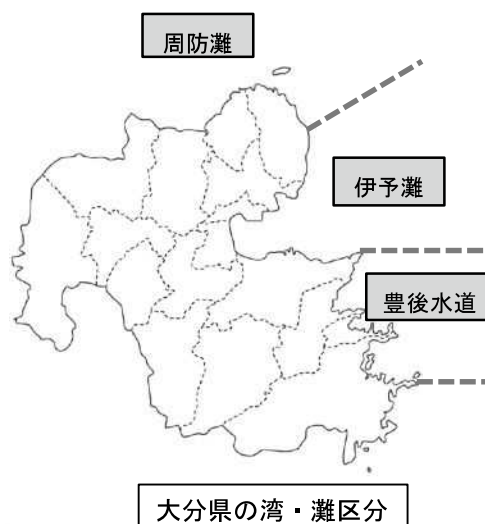
関係府県知事は、基本理念にのっとり、かつ、基本計画に基づき、当該府県の区域において環境保全に関し実施すべき施策を定めるものとする(13府県で策定)

#### 瀬戸内法改正 (R3.6)

- 気候変動による環境影響を基本理念に追加
- 栄養塩類管理制度の創設
- 自然海浜保全地区の指定対象の拡充
- 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の発生抑制等に関する責務規定

新たな国基本計画(R4.2閣議決定)のポイント  
瀬戸内海の水質改善から

地域の実情に応じた里海づくりへ



大分県の湾・灘区分

### 大分県計画概要

### 計画期間R5～R14（10年間）

これまでの大分県計画策定・改訂状況 S56.7策定、H4.6、H9.9、H14.7、H20.6、H28.11

1. 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
  - 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減
  - 下水道等の整備の促進等
  - 湾奥部をはじめとする底層環境等の改善
  - 油等による汚染の防止
  - 栄養塩類の管理等
  - 水産資源を含む生物の生息環境の整備等
2. 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全
  - 自然海浜等の保全等
  - 海砂利の採取の抑制
  - 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
  - エコツーリズム等の推進
  - 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
  - 島しょ部の環境の保全
3. 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等
  - 海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進
  - プラスチックごみ対策の推進
  - 循環経済への移行
4. 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進
  - 監視測定の充実、調査研究等の推進及び技術開発の促進等
  - 栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価
5. 基盤的な施策の着実な実施
  - 環境保全思想の普及、広域的な連携の強化等
  - 情報提供、広報の充実
  - 環境教育・環境学習の推進
  - 国内外の閉鎖性海域との連携

表 水質17 水質環境基準等（公共用水域）

（令和5年3月31日現在）

## (1) 人の健康の保護に関する環境基準

（単位：mg/L）

	項目	基準値
1	カドミウム	0.003 以下
2	全シアン	検出されないこと
3	鉛	0.01 以下
4	六価クロム	0.02 以下
5	砒素	0.01 以下
6	総水銀	0.0005 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと
8	PCB	検出されないこと
9	ジクロロメタン	0.02 以下
10	四塩化炭素	0.002 以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
16	トリクロロエチレン	0.01 以下
17	テトラクロロエチレン	0.01 以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
19	チウラム	0.006 以下
20	シマジン	0.003 以下
21	チオベンカルブ	0.02 以下
22	ベンゼン	0.01 以下
23	セレン	0.01 以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
25	ふっ素	0.8 以下
26	ほう素	1 以下
27	1,4-ジオキサン	0.05 以下

## 備考

- 1 基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については最高値である。
- 2 「検出されないこと」は、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

## (2) 要監視項目及び指針値

（単位：mg/L）

	項目	指針値
1	クロロホルム	0.06 以下
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
5	イソキサチオン	0.008 以下
6	ダイアジノン	0.005 以下
7	フェニトロチオン（MEP）	0.003 以下
8	イソプロチオラン	0.04 以下
9	オキシ銅（有機銅）	0.04 以下
10	クロロタロニル（TPN）	0.05 以下
11	プロピザミド	0.008 以下
12	EPN	0.006 以下
13	ジクロルボス（DDVP）	0.008 以下
14	フェノブカルブ（BPMC）	0.03 以下
15	イプロベンホス（IBP）	0.008 以下
16	クロルニトロフェン（CNP）	—
17	トルエン	0.6 以下
18	キシレン	0.4 以下
19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
20	ニッケル	—
21	モリブデン	0.07 以下
22	アンチモン	0.02 以下
23	塩化ビニルモノマー	0.002 以下
24	エピクロロヒドリン	0.0004 以下
25	全マンガン	0.2 以下
26	ウラン	0.002 以下
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005 以下（暫定）

## 備考

- 1 PFOS及びPFOAの指針値（暫定）については、PFOS及びPFOAの合計値とする。



## (3) 生活環境の保全に関する環境基準、水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

## 1 河川（湖沼を除く。）

## ア 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-	
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が みとめられない こと。	2mg/L以上	-	
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格21に定め る方法	付表9に掲げる 方法	規格32に定め る方法又は隔膜 電極若しくは光 学式センサを用 いる水質自動監 視測定装置によ りこれと同程度 の計測結果の得 られる方法	付表10に掲げ る方法	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。） 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。（湖沼もこれに準ずる。） 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。（湖沼、海域もこれに準ずる。） 4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。） 6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
    〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
    〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
    〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
    〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
    〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
    〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの  
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

項目 類型	水生生物の生息 状況の適応性	環境基準値			要監視項目指針値						該当水域
		全重鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩(LAS)	クロロ ホルム	フェノール	ホルム アルデヒド	4-tert-ブチル フェノール	アニリン	2,4-ジクロロ フェノール	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.7 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	3 mg/L 以下	0.08 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	3 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	日本産規格K0125(用水・排水中揮発性有機化合物試験方法)5.1、5.2及び5.3.1に定める方法	付表1に掲げる方法	付表2に掲げる方法	付表1に掲げる方法	付表2に掲げる方法	付表3に掲げる方法	

備考 1 基準値は年間平均値とする。

## 2 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

## ア 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L以上	-	
測定方法		規格121に定める方 法又はガラス電極を 用いる水質自動監視 測定装置によりこれと 同程度の計測結果の 得られる方法	規格17に定め る方法	付表9に掲げる 方法	規格32に定める方法又 は隔膜電極若しくは光 学式センサを用いる水 質自動監視測定装置に よりこれと同程度の計 測結果の得られる方法	付表10に掲げ る方法	
備 考							
1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							
2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については大腸菌数を100CFU/100ml以下とする。							
3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。							
4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
    〳 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
    〳 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
    〳 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用  
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
    〳 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

## イ 生活環境の保全に関する環境基準（窒素、燐）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の 欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3、45.4又は45.6（規格45の備考3を除く。2イにおいて同じ。）に定める方法	規格46.3（規格46の備考9を除く。2イにおいて同じ。）に定める方法	
備 考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
    〳 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
    〳 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
    〳 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
    〳 3種：コイ、フナ等の水産生物用  
4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ 水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

項目 類型	水生生物の生息 状況の適応性	環境基準値			要監視項目指針値						該当水域
		全 亜 鉛	ノ ニ ル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩(LAS)	ク ロ ロ ホル ム	フェノール	ホル ム アルデヒド	4- <small>t</small> -オクチル フェノール	アニリン	2,4-ジクロロ フェノール	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.7 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	3 mg/L 以下	0.08 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	3 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	日本産業規格 K0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)5.1、5.2及び5.3.1に定める方法	付表 1 に掲げる方法	付表 2 に掲げる方法	付表 1 に掲げる方法	付表 2 に掲げる方法	付表 3 に掲げる方法	

備考 1 基準値は年間平均値とする。

エ 水生生物の保全に係る水質環境基準(底層溶存酸素量)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	環境基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法	

備考 1 基準値は年間平均値とする。

## 3 海域

## ア 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質(油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2mg /L以下	7.5mg /L以上	300CFU /100mL以下	検出されない こと	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
B	水産2級 工業用水及びCの 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg /L以下	5mg /L以上	-	検出されない こと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg /L以下	2mg /L以上	-	-	
測 定 方 法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格17に定め る方法(ただし、 B類型の工業用 水及び水産2級 のうちノリ養殖 の利水点におけ る測定方法はア ルカリ性法)	規格32に定める 方法又は隔膜電 極若しくは光学式 センサを用いる水 質自動監視測定 装置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方法	付表10に掲げ る方法	付表14に掲げ る方法	
備 考 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100ml以下とする。 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後、よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1) 0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。 同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 COD(O <sub>2</sub> mg/L) = 0.08 × [ (b) - (a) ] × fNa <sub>2</sub> S <sub>2</sub> O <sub>3</sub> × 1000/50 (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL) (b) : 蒸留水について行った空試験値(mL) fNa <sub>2</sub> S <sub>2</sub> O <sub>3</sub> : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価 3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## イ 生活環境の保全に関する環境基準(窒素、磷)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg /L以下	0.02mg /L以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg /L以下	0.03mg /L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg /L以下	0.05mg /L以下	
IV	水産3種、工業用水、 生物生息環境保全	1mg /L以下	0.09mg /L以下	
測 定 方 法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	
備 考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
〃 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
〃 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ 水生生物の保全に係る水質環境基準・要監視項目

項目 類型	水生生物の生息 状況の適応性	環境基準値			要監視項目指針値						該当水域
		全 重 鉛	ノ ニ ル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩(LAS)	ク ロ ロ ホ ル ム	フェノール	ホ ル ム アルデヒド	4- <i>t</i> -オクチル フェノール	アニリン	2,4-ジクロロ フェノール	
生物 A	水生生物の生息 する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下	2 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	0.0009 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特 A	生物Aの水域の うち、水生生物 の生息する産卵 場(繁殖場)又 は幼稚仔の生育 場として特に保 全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.0004 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
測 定 方 法		規格53に 定める方 法	付表11に 掲げる方 法	付表12に 掲げる方 法	日本産 業 規格K0125 (用水・排 水中の揮 発性有機 化合物試 験方法)5. 1、5.2及 び5.3.1 に定める 方法	付表1に 掲げる方 法	付表2に 掲げる方 法	付表1に 掲げる方 法	付表2に 掲げる方 法	付表3に 掲げる方 法	
備 考 1 基準値は年間平均値とする。											

エ 水生生物の保全に係る水質環境基準(底層溶存酸素量)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	環境基準基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測 定 方 法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	
備 考 1 基準値は年間平均値とする。			

表 水質 18 地下水の環境基準等と地下浸透の防止に係る基準

(令和5年3月31日現在)

## (1) 人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/L)

項 目	基 準 値
1 カドミウム	0.003 以下
2 全シアン	検出されないこと
3 鉛	0.01 以下
4 六価クロム	0.02 以下
5 砒素	0.01 以下
6 総水銀	0.0005 以下
7 アルキル水銀	検出されないこと
8 PCB	検出されないこと
9 ジクロロメタン	0.02 以下
10 四塩化炭素	0.002 以下
11 クロロエチレン※	0.002 以下
12 1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
13 1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
14 1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
15 1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
16 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
17 トリクロロエチレン	0.01 以下
18 テトラクロロエチレン	0.01 以下
19 1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下
20 チウラム	0.006 以下
21 シマジン	0.003 以下
22 チオベンカルブ	0.02 以下
23 ベンゼン	0.01 以下
24 セレン	0.01 以下
25 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
26 ふっ素	0.8 以下
27 ほう素	1 以下
28 1,4-ジオキサン	0.05 以下

## 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
  - 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
  - 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、4.2.3、4.3.2.5又は4.3.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
  - 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- ※ 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

## (2) 要監視項目及び指針値

(単位：mg/L)

項 目	指 針 値
1 クロロホルム	0.06 以下
2 1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
3 p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
4 イソキサチオン	0.008 以下
5 ダイアジノン	0.005 以下
6 フェニトロチオン (MEP)	0.003 以下
7 イソプロチオラン	0.04 以下
8 オキシ銅 (有機銅)	0.04 以下
9 クロロタロニル (TPN)	0.05 以下
10 プロピザミド	0.008 以下
11 EPN	0.006 以下
12 ジクロロボス (DDVP)	0.008 以下
13 フェノブカルブ (BPMC)	0.03 以下
14 イプロベンホス (IBP)	0.008 以下
15 クロロニトロフェン (CNP)	—
16 トルエン	0.6 以下
17 キシレン	0.4 以下
18 フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
19 ニッケル	—
20 モリブデン	0.07 以下
21 アンチモン	0.02 以下
22 エピクロロヒドリン	0.0004 以下
23 全マンガン	0.2 以下
24 ウラン	0.002 以下
25 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005 以下 (暫定)

## 備考

- 1 PFOS及びPFOAの指針値（暫定）については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

## (3) 地下浸透の防止に係る基準

水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法  
平成元年8月21日環境庁告示第39号  
(最終改正：令和2年3月30日環境省告示第35号)

以下の表の中欄に掲げる検定方法により左欄に掲げる有害物質を検定した場合において、「当該有害物質が検出されること」とは、同表の右欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合をいう。

	有害物質の種類	検定方法	備考	
1	カドミウム及びその化合物	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法（ただし、規格55.1に定める方法にあっては規格55の備考1に定める操作を、規格55.3に定める方法にあっては規格52の備考9に定める操作を行うものとする。）	カドミウムとして0.001mg/L	
2	シアン化合物	規格38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法	シアンとして0.1mg/L	
3	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法	0.1mg/L	
4	鉛及びその化合物	規格54に定める方法（ただし、規格54.1に定める方法にあっては規格54の備考1に定める操作を、規格54.3に定める方法にあっては規格52の備考9に定める操作を行うものとする。）	鉛として0.005mg/L	
5	六価クロム化合物	規格65.2.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格65の備考11のb)の1)から3)まで及び規格65.1に定める方法）又は規格65.2.6に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）	六価クロムとして0.04mg/L	
6	砒素及びその化合物	規格61に定める方法	砒素として0.005mg/L	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	環境基準告示付表2に掲げる方法	水銀として0.0005mg/L	
8	アルキル水銀化合物	環境基準告示付表3及び排水基準告示付表3に掲げる方法	アルキル水銀として0.0005mg/L	
9	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	環境基準告示付表4に掲げる方法	0.0005mg/L	
10	トリクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.002mg/L	
11	テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005mg/L	
12	ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002mg/L	
13	四塩化炭素	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002mg/L	
14	1,2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004mg/L	
15	1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002mg/L	
16	1,2-ジクロロエチレン	シス体	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.004mg/L
		トランス体	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.004mg/L
17	1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005mg/L	



	有害物質の種類	検 定 方 法	備 考	
18	1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0006mg/L	
19	1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002mg/L	
20	チウラム	環境基準告示付表5に掲げる方法	0.0006mg/L	
21	シマジン	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.0003mg/L	
22	チオベンカルブ	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.002mg/L	
23	ベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001mg/L	
24	セレン及びその化合物	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法	セレンとして0.002mg/L	
25	ほう素及びその化合物	規格47に定める方法	ほう素として0.2mg/L	
26	ふっ素及びその化合物	規格34.1（規格34の備考1を除く。）、34.2若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法及び環境基準告示付表7に掲げる方法	ふっ素として0.2mg/L	
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物	規格42.2、42.3、42.5、42.6又は42.7に定める方法（ただし、42.2、42.6又は42.7に定める方法により測定する場合において、規格42.1c）の蒸留操作を行うときは、規格42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。）により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法	アンモニア性窒素として0.7mg/L
		亜硝酸化合物	規格43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法	亜硝酸性窒素として0.2mg/L
		硝酸化合物	規格43.2.5又は43.2.6に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法	硝酸性窒素として0.2mg/L
28	塩化ビニルモノマー	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法	0.0002mg/L	
29	1,4-ジオキサン	環境基準告示付表8に掲げる方法	0.005mg/L	

(令和5年3月31日現在)

表 水質19 水質関係公害防止協定値

企業名	締結(改正)年	排水基準値 (pHを除きmg/L)				負荷基準値 (kg/日)				備考								
		水濃度イオン	化学的酸素要求量	浮遊物質量	ノキリ物含有率	全窒素	全りん	フェノール	シアン	化学的酸素要求量	浮遊物質量	ノキリ物含有率	全窒素	全りん	フェノール	シアン	排水基準値(ダイオキシン類を除きmg/L、ダイオキシン類についてはpg-TEQ/L)	負荷基準値(kg/日)
日九大	H29.4	6号 7.5~8.6 4.5-9号 7.0~8.6	4-9号 10 5-6号 5	4-9号 20 5号 6号	1	4号 12 5-6号 8	4-9号 0.8 5-6号 0.5	0.05	ND	2,300	7,180	400	7,300	350	25	30	溶解性鉄 4号 5-6-9号 取・排水温度差 7℃以下	1,300 1,000 (ふっ素は実質負荷量)
住大	H20.9	5.8~8.6	45 (40)	25 (20)	0.5	10 (8)	5 (3)	0.2	-	3,400	1,700	-	680	255	-	-	BOD 20(15) ふっ素 7(6) ジクロロメタン 0.04 ベンゼン 0.05 ほう素 3 ダイオキシン類 2 トルエン 1.2 フェニトロチオン 0.006 銅含有量 1 テトラクロロエチレン 0.02 1,2-ジクロロエタン 0.012	1.275 510
王子マテリ工場	H14.11	5.8~8.6	75	35	1	7	0.5	0.4	-	3,400	1,540	45	300	18	15	-	BOD 70 ダイオキシン類 1	3,050
レゾナックの各社及びソー	H20.9	6.0~8.6	6 (3)	8 その他 8(4)	0.5	3号排水口 2 その他 2(1)	0.4 (0.2)	0.03	-	3,040	3,591	168	1,290	138	-	-	ジクロロメタン 0.02 ベンゼン 0.05 ダイオキシン類 1 取・排水温度差 7℃以下	
NSスレンモマー(株)大分製造所	H元.3	6.0~8.6	15 (10)	15 (11)	1	20* (12)*	3 (2)	0.5 (0.2)	-	43.2	47.5	4.3	51.8*	8.6	0.9	-		
ENEOS(株)大分製油所	H16.3	6.0~8.6	15 (10)	15 (10)	1	12 (10)	2 (1)	0.1	0.05	156	156	15.6	156	15.6	1.6	-	取・排水温度差 7℃以下	
九州電力(株)新大分発電所	H25.7	1-2号系列 5.8~8.6 3号系列 5.8~8.6	10 (7) 10 (6)	10 (7)	1	30 (20)	3 (2)	-	-	1-2号系列 11.2 3号系列 10.8	11.2	1.6	32	3.2	-	-	取・排水温度差 7℃以下	
JX金属製錬(株)佐賀製錬所	H31.2	6.0~8.4	6 (3)	15 (10)	1	2.9 (1.5)	0.5 (0.3)	-	ND	651	2,171	109	326	65	-	-	銅 1(0.6) 亜鉛 1 砒素 0.07 鉛 0.05 カドミウム 0.01 セレン 0.05	130
太平洋セメント(株)大分工場(津久見)	S47.6	6.0~9.0	-	50	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
(株)三井E&S大分工場	S55.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

備考1 ( )内は、日間平均値である。  
備考2 全窒素のうち\*印のついているものは、アンモニア態窒素である。  
備考3 業名は令和4年3月31日現在のものである。